

# 申告が 必要です！

## 所得税から住宅ローン控除額 を引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

**申告期限**  
平成20年  
3月17日まで

- \* 勤務先で給与の年末調整を受けられる方は源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の記載があれば対象となります。
- \* 平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。
- \* 申告書用紙と記入の仕方は税務課（横田庁舎）、町民課（仁多庁舎）窓口でお求め下さい。また町ホームページからダウンロードできます。

提出先・方法	
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して役場税務課又は町民課窓口へ提出下さい。
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出下さい。町の申告会場でも相談時に受け付けます。

- \* 平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。  
お問合せ先 税務課 電話 5 2 - 2 6 7 1 有線 2 0 - 4 2 5 6



島根県では、2008年5月より、  
自販機でのたばこ購入に  
専用のICカードが必要になります。

未成年者喫煙防止の取組みの一環として、島根県のたばこ自動販売機は、2008年5月までに成人識別たばこ自動販売機に変わり、ご利用の際には専用のICカード「taspo（タスポ）」が必要になります。

島根県では、2008年2月よりカードの申込受付を開始し、2008年5月よりカードが必要になります。

発行手数料、年会費は無料です。申込書はたばこ販売店店頭などで入手できます。

詳しくは、taspoホームページをご覧ください。 <http://www.taspo.jp/>

【お問い合わせ先】（社）日本たばこ協会 taspo運営センター  
taspoダイヤル 0120 - 222 - 180（通話料無料）  
携帯電話等からは 0570 - 012 - 340（通話料有料）  
受付時間 9：00～17：00（土日祝日のぞく）  
紛失、盗難の際のお問い合わせは24時間受け付けています